

糸島市空家等対策計画(案)

(計画期間：令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

糸島市

■目 次

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 空家等の現状と課題

1. 住宅・土地統計調査による糸島市の空家等の現状・・・・・・・・ 2
 - (1) 住宅総数・空家数・空家率・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 住宅の建て方別、構造別の空家数・・・・・・・・・・・・ 4
2. 市独自の空き家実態調査による糸島市の空家等の現状・・・・・・・・ 4
 - (1) 空家数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 空家の利活用可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 空家の不良度判定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 空家等における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 現に人が使用していない危険家屋等に関する課題・・・・ 6
 - (2) 空家等の活用促進に関する課題・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 空家等対策の基本的な方針

1. 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 適正管理に向けた所有者等の意識づくり・・・・・・・・ 10
 - (2) 管理不全な家屋等の解消促進・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 住民からの相談に対する体制の整備・・・・・・・・・・・・ 10
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 対象とする空家等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

1. 空家等の調査による実態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 空家等情報のデータベース化・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 所有者等が特定できない場合の対応・・・・・・・・・・・・ 13
2. 空家等の適切な管理の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 適正管理に向けた所有者等の意識づくり・・・・・・・・ 13
 - (2) 相談体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 空家等及び跡地の活用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 地域住民からの要望による活用・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 利活用可能な空家等及び跡地の情報提供等によるマッチングの強化・ 14

(3) 補助金の活用促進	15
(4) 地域に応じた柔軟な対応の検討	15
4. 空家等にならないための取組の促進	15

第5章 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等

1. 管理不全空家等に対する措置等	16
(1) 管理不全空家等の所有者等への指導	16
(2) 管理不全空家等の所有者等への勧告	17
2. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処	17
(1) 特定空家等に対する措置の方針及び内容の検討	18
(2) 特定空家等の所有者等への助言又は指導	18
(3) 特定空家等の所有者等への勧告	18
(4) 特定空家等の所有者等への命令	18
(5) 命令に違反した場合の措置	18
(6) 行政代執行等	19
(7) 税制上の措置	19
(8) その他の対処	19

第6章 空家等対策の実施体制

1. 庁内組織等	20
(1) 庁内の組織体制及び主な役割	20
(2) 糸島市空家等対策協議会	21
2. 関係機関等との連携	21
3. 住民等からの空家等に関する相談への対応	21

第7章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項

1. 計画における目標値及び達成状況の評価	22
2. 地域での空家等対策の検討と情報の共有	22
3. 他法令との連携	22
4. 計画の変更	22

資料編

● 空家等対策の推進に関する特別措置法	資- 1
● 糸島市空家等対策協議会規則	資-13
● 糸島市空き家等の適正管理に関する条例	資-15

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加しています。本市においても、令和5年住宅・土地統計調査の結果、空家数は3,860戸となりました。これは平成30年調査の4,370戸から減少したものの、依然として多くの空家が存在しており、今後、本市は当面、人口の増加又は横ばいが見込まれるものの、将来的には人口減少や高齢化の進行により、空き家の増加や、その適正な管理・利活用が一層の課題となることが懸念されます。

適切な管理が行われず放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせます。現に地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な空家等対策の実施が求められています。

市は、空家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、良好な生活環境の確保及び市民生活の安全を図ることを目的として、平成24年4月に「糸島市空き家等の適正管理に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

国は、空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を施行し、市町村が主体となった空家等対策の枠組みが整備されました。同法は、令和5年6月に改正され、同年12月に施行されており、適切な管理がなされていない「管理不全空家等」への指導・勧告制度が導入されるなど、空家等が著しく悪化する前段階からの対応が可能となりました。

また福岡県では、この法施行に併せて「福岡県空家対策連絡協議会」（以下「県協議会」という。）を平成27年3月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していくこととしています。

2. 計画の位置づけ

この「糸島市空家等対策計画」（以下「空家等対策計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が定めた基本指針に即して定めたものです。

計画の推進にあたっては、第2次糸島市長期総合計画、第1次都市計画マスタープラン、第2次糸島市環境基本計画等に定めている空家関連施策との整合性を図ります。

2015年（平成27年）の国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsとは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

空家等対策計画においても持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの目標を意識しながら空家等に対する施策を展開していきます。

第2章 空家等の現状と課題

1. 住宅・土地統計調査による糸島市の空家等の現状

■ 住宅・土地統計調査とは

「住宅・土地統計調査」は、総務省統計局が5年毎に実施する調査で、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。なお、本調査は標本調査に基づく推計値であるため、実態とは異なる場合があります。

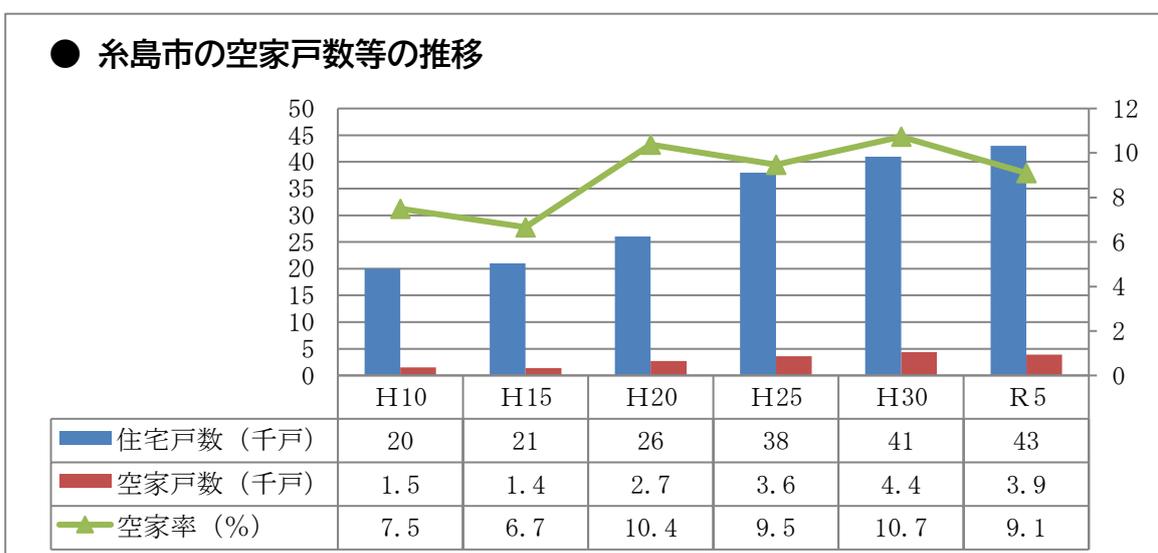
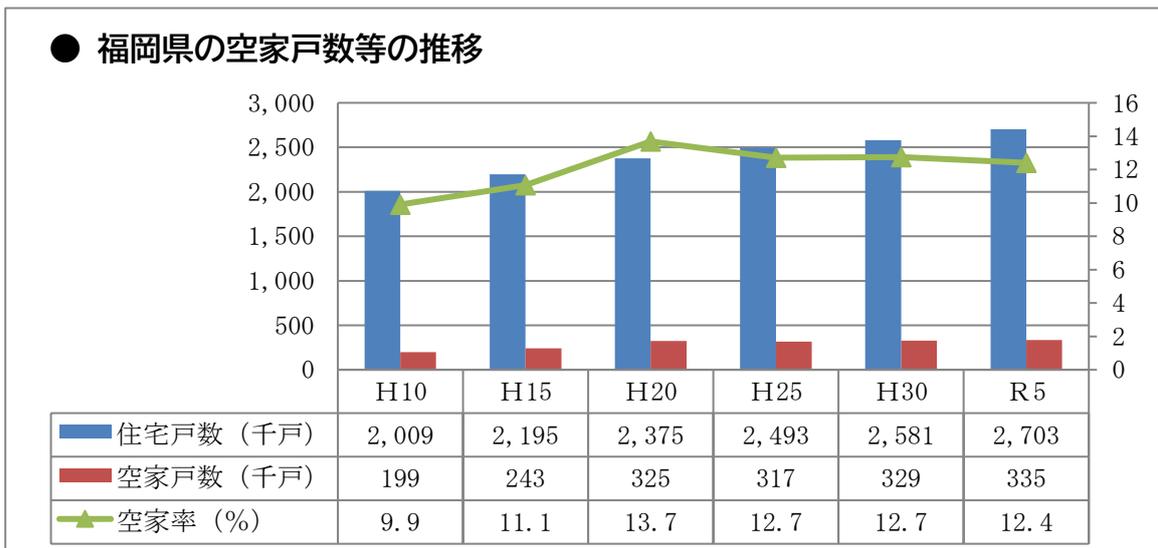
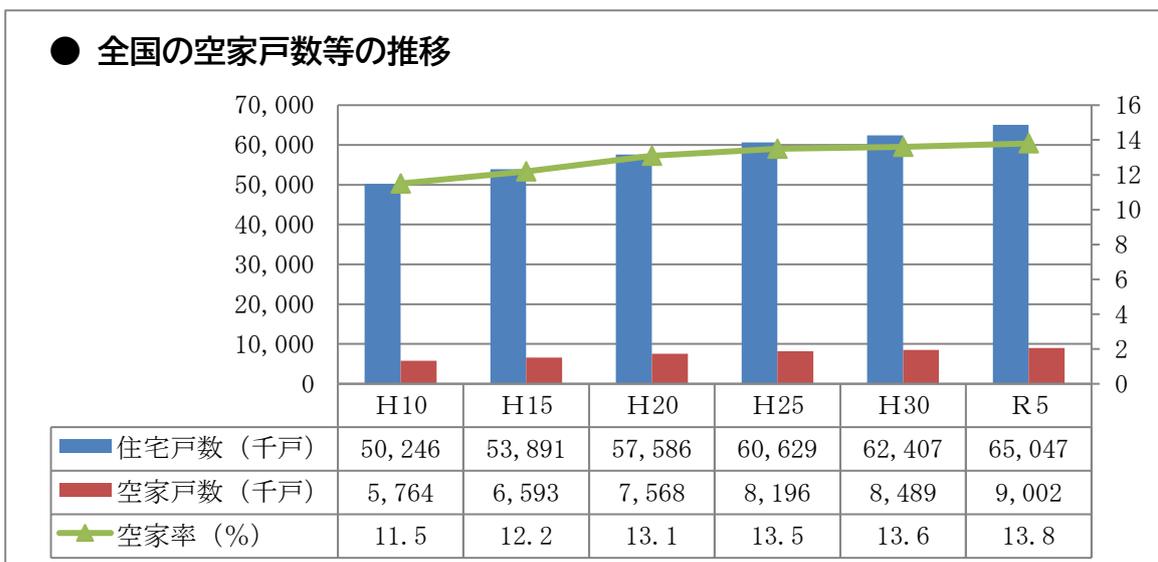
■ 住宅・土地統計調査における「空家」の定義

住宅・土地統計調査における「空家」は、一戸建の住宅やアパートのように、完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅において、ふだん人が居住していない住宅です。なお、家庭生活を営むことができないような「廃屋」は、調査の対象外です。

居住世帯のない住宅の分類		定義	
空家	二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
	賃貸用の住宅		新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅
	売却用の住宅		新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅
	その他の住宅		上記以外の人住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

<住宅・土地統計調査 用語の解説（総務省統計局）>

(1) 住宅総数・空家数・空家率



<令和5年住宅・土地統計調査(総務省統計局)>

「令和5年住宅・土地統計調査」によれば、全国の住宅総数は65,047千戸、このうち空家は9,002千戸で、空家率は13.8%となっています。

また、同調査において福岡県内の住宅総数は2,703千戸、空家は335千戸で、空家率は12.4%です。

本市における住宅総数は43千戸、うち空家は3.9千戸で、空家率は9.1%となっており、全国平均及び福岡県平均と比較して低い水準にあります。

令和5年調査と平成10年調査を比較すると、本市の住宅総数は23千戸増加し、空家数は2.4千戸、空家率は1.6ポイント増加しています。一方、前回調査（平成30年）と比較すると、住宅総数は2千戸増加したものの、空家数は0.5千戸減少し、空家率は1.6ポイント低下しています。

(2) 住宅の建て方別、構造別の空家数

単位：戸

調査年度	建て方別・構造 空家の種類	一戸建			長屋建・共同住宅・その他			総数
		木造	非木造	小計	木造	非木造	小計	
R5	二次的住宅	610		610		280	280	890
	賃貸用の住宅	60		60	260	390	640	700
	売却用の住宅	210	30	250		50	50	290
	その他の住宅	1,880		1,880	30	60	100	1,980
								3,860

< 令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局） >

2. 市独自の空き家実態調査による糸島市の空家等の現状

■ 市独自の空き家実態調査（全量調査）とは

本市では、空家の実態をより正確に把握するため、市独自の空き家実態調査を実施しています。本調査は、住宅・土地統計調査のような標本調査による推計ではなく、空家の可能性がある建物を調査対象として抽出し、現地調査を行うことにより、建物単位で実数を把握する全量調査です。

調査対象となる建物は、次の情報等をもとに抽出しています。

- ・ 前回の空き家実態調査において空家と判定された建物
- ・ 前回調査後、市の独自調査等により新たに空家として把握した建物
- ・ 建物は存在するものの、住民基本台帳に居住者の登録がない建物
- ・ 水道使用量が著しく少ない建物
- ・ 地域等からの情報提供により空家の可能性があると考えられた建物
- ・ 現地調査の過程で新たに認知した建物

調査は、高度な技術と調査経験を有する管理技術者（技術士・測量士）をはじめとする専門の調査員が現地において外観等を確認し、建物の使用状況や管理状況を判定しています。併せて、次回の全量調査を実施するまでの中間の時期においては、全量調査ではなく前回調査で把握した建物等を対象とした追跡調査として、地域等からの情報提供をもとに、市職員が現地調査を行い、空家の状況把握に努めています。

このような調査手法により、本調査結果は、個別の建物の所在、分布及び管理状態を把握することができ、特定空家等の予防や具体的な対策検討に加え、空家の利活用促進に資するものとなっています。

■ 市独自の空き家実態調査における「空家」の定義

本市の空き家実態調査における空家とは、居住用の一戸建住宅や併用住宅において、概ね1年以上にわたり使用されておらず、ふだん人が居住していない住宅です。

なお、本調査では、住宅・土地統計調査とは異なりアパートなどの共同住宅の各住戸や、別荘など一時的に利用される二次的住宅は対象としていません。

(1) 空家数

単位：戸

年度 地区	H24 全量調査	R 4 全量調査	R 6 中間調査
前原	395	577	621
二丈	167	223	268
志摩	196	275	308
計	758	1,075	1,197

<糸島市空き家実態調査>

(2) 空家の利活用可能性

単位：戸

地 区	空家数	活用可能	軽微な修繕 を要する	大規模な 修繕を要する	活用困難
前原	621	324	163	75	59
二丈	268	150	53	36	29
志摩	308	87	120	47	54
計	1,197	561	336	158	142
割 合	100%	46.8%	28.1%	13.2%	11.9%

<令和6年度糸島市空き家実態調査>

市が把握する空家のうち、約7割は現状のまま、又は軽微な修繕を施すことで活用可能であることがわかります。なお、本判定は外観目視による調査結果に基づくものです。

(3) 空家の不良度判定結果

単位：戸

地 区	空家数	評点 60～99	評点 100 点以上
前原	621	29	25
二丈	268	13	11
志摩	308	28	22
計	1,197	70	58

〈令和6年度糸島市空き家実態調査〉

市が把握する空家のうち、平成23年12月に国土交通省住宅局住環境整備室がまとめた『外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）』（P2-27）に基づき、不良度判定の評点が100点以上に該当するものが58件ありました。不良度判定が100点に達すると、外壁、屋根などの主要構造部に深刻な腐朽や破損が認められ、建物の安全性を損なう異常が確認されている状態であるため、注意が必要です。

3. 空家等における課題

(1) 現に人が使用していない危険家屋等（以下「管理不全な家屋等」という。）に関する課題

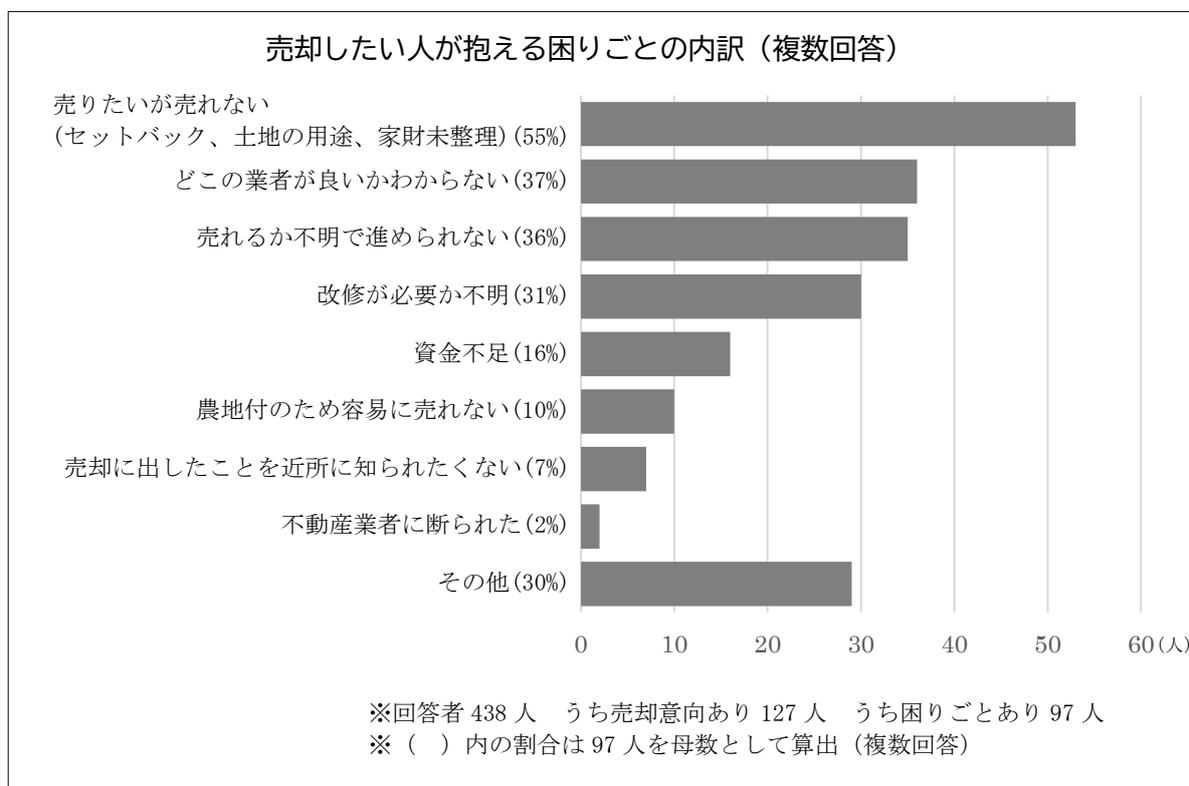
- ① リスクが複合的・連鎖的に発生
 - ・ 安全面：老朽化による倒壊、災害時の二次的被害
 - ・ 防犯面：不法侵入、放火、不法投棄の発生
 - ・ 生活環境：雑草・害虫・悪臭による住環境の悪化
 - ➡ 問題が単独で終わらず、周辺地域へ波及
- ② 所有者への対応が進まない
 - ・ 相続未登記や所有者不明により、責任の所在が不明確
 - ・ 所有者の高齢化・遠方居住により、意思確認や対応が困難
- ③ 活用・除却のハードルが高い
 - ・ 解体・改修費用が高額で、対応が先送り
 - ・ 建物条件と利活用ニーズが合わず、活用が進まない

このように管理不全な家屋等は、安全・安心の低下、生活環境や景観の悪化、地域の資産価値低下といった課題が相互に関連し、問題が長期化・固定化しやすい構造となっていることから、解決には発生予防から管理・活用・除却までを一体的かつ継続的に進めていく必要があります。

(2) 空家等の活用促進に関する課題

空家等の利活用促進については、所有者等に対するアンケート調査、空家所有者向け相談会、空き家バンクの運営などに取り組んでいますが、空家は個人の財産であるため、所有者へのダイレクトメールや意向調査を通じた利活用喚起による意識づくりや、利活用しやすい環境整備が課題です。

また、空家所有者が抱える利活用等に関する課題は、令和5年度と令和7年度に所有者を対象に実施したアンケート調査によると、以下のことが利活用に当たっての障壁となっていることが判明しました。



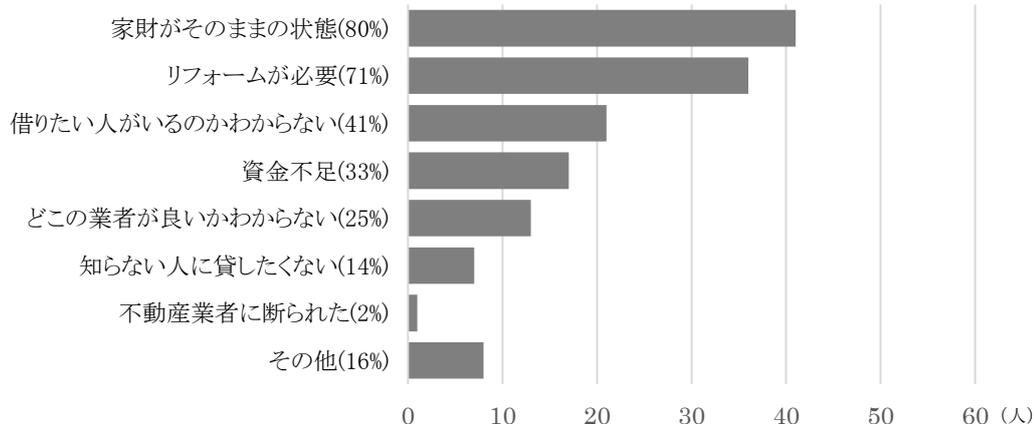
＜令和5年度戸建て住宅等の活用状況に関する意向調査（糸島市）＞

売却したい人が抱える困りごととして、

- ・ 売りたいが売れない（家財未整理）
- ・ どこの業者が良いかわからない
- ・ 売れるか不明で進められない
- ・ 利活用にあたり改修が必要か分からない

といった課題が多く挙げられています。

賃貸したい人が抱える困りごとの内訳（複数回答）



※回答者 438 人 うち賃貸意向あり 67 人 うち困りごとあり 51 人
 ※（ ）内の割合は 51 人を母数として算出（複数回答）

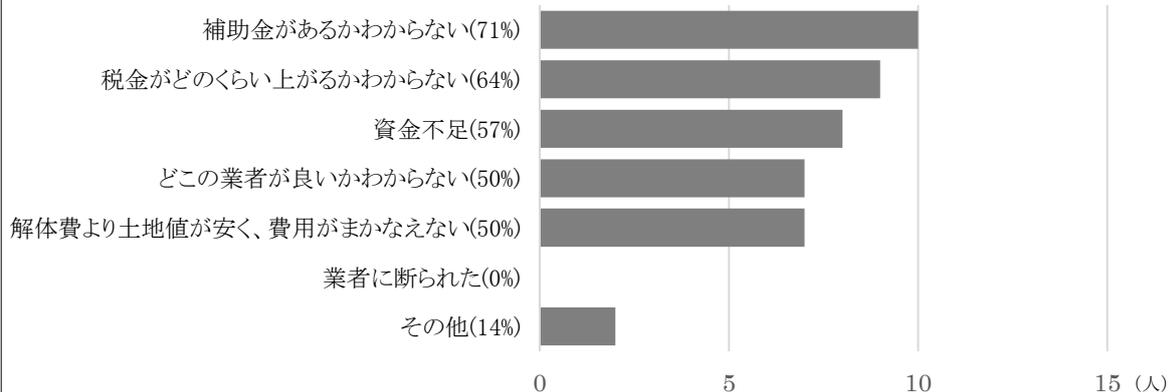
<令和 5 年度戸建て住宅等の活用状況に関する意向調査（糸島市）>

次に、賃貸したい人が抱える困りごととして、

- ・ 家財が未整理の状態である
- ・ リフォームが必要である
- ・ 借りたい人がいるのかわからない
- ・ 資金不足

などが多く挙げられています。

解体したい人が抱える困りごとの内訳（複数回答）



※回答者 98 人 うち解体意向あり 18 人 うち困りごとあり 14 人
 ※（ ）内の割合は 14 人を母数として算出（複数回答）

<令和 7 年度戸建て住宅等の活用状況に関する意向調査（糸島市）>

※令和 5 年度に開始された解体補助金導入後の状況を反映するデータとして、中間調査で母数が少ない令和 7 年度の意向調査結果を用いています。

また、解体を検討している空家等の所有者が抱える困りごととして、

- ・ 補助金があるかわからない
- ・ 税金がどのくらい上がるかわからない
- ・ 資金不足
- ・ どの業者が良いかわからない
- ・ 土地価格に比して解体費が高くなる

などが多く挙げられています。

以上の空家所有者の抱える困りごとを踏まえ、利活用等を促進する取り組みが必要です。

空家等対策を推進する上では、跡地も含めた空家等を地域資源として利活用することも重要です。

近年では、空家が民泊に活用されるケースも多く、騒音やゴミの出し方など地域の生活環境への悪影響が出るケースも発生しています。

地域や民間の関係団体、不動産業者と連携して、利用可能な空家等の有効活用を促す取り組みを推進します。

第3章 空家等対策の基本的な方針

1. 基本的な方針

(1) 適正管理に向けた所有者等の意識づくり

空家等の放置がもたらす問題は、所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提です。そのため、所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識づくりを行うことが重要です。

また、相続などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要です。そのため所有者等を広く対象として、空家等の問題に関する啓発を行います。

(2) 管理不全な家屋等の解消促進

老朽化し、放置された空家等は、倒壊や火災の危険性を高めるだけでなく、雑草の繁茂や害虫の発生、不法侵入等を招き、地域住民の生活環境や安全・安心に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、市は空家等の実態把握を継続的に行うとともに、所有者等に対する適正管理の周知・啓発や指導・助言を実施し、管理不全な空家等の発生防止に取り組みます。

また、管理が不十分な空家等については、関係部署が連携し、現地確認や所有者調査を行った上で、改善を促す文書通知や助言等を段階的に実施し、適正管理の確保を図ります。

あわせて、解体や改修、利活用を促進するため、補助制度の活用推進や相談体制の充実を図り、必要に応じて管理不全空家等や特定空家等への対応も視野に入れながら、空家等対策を総合的に推進していきます。

(3) 住民からの相談に対する体制の整備

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに、所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するため、地域や民間の関係団体と連携した専門家による相談体制をさらに強化します。

2. 計画期間

空家等対策計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、社会情勢等の変化等、必要に応じて見直していくものとします。

3. 対象地域

空家等対策計画の対象地域は、糸島市内全域とします。

4. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」及び法第2条第2項に規定する「特定空家等」、法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」とします。

●空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

法第2条第1項

○空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

法第2条第2項

○特定空家等

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

法第13条第1項

○管理不全空家等

空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがある状態にあると認められる空家等をいう。

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

1. 空家等の調査による実態の把握

(1) 実態調査

〔コミュニティ推進課、危機管理課〕

① 実態調査の実施と地域連携

空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家の状態等を把握するため、職員又は市長が委任した者（以下「職員等」という。）が実態調査を行います。調査は、おおむね5年毎に全量調査を行い、調査にあたっては行政区長や地域住民等と連携し、継続的な実態の把握と必要な更新を行います。

② 空家等の特定方法

住民票、水道の使用状況、建築物への人の出入り状況、周辺住民へのヒアリングなどにより空家等を特定します。

③ 所有者等への情報提供と意向確認

特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により利活用や解体等の意向確認を行います。

④ 特定空家等判断のための立入調査

職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等は、空家等の敷地内に立入調査を行います。

なお、立入調査を行う場合は、その5日前までに所有者等に対して文書で通知を行います。（通知が困難な場合を除く。）

⑤ 調査サイクルの確立とデータのメンテナンス

全量調査の実施時期については計画策定の2年度前に行い、その翌年度に所有者等への利活用に関するアンケートを実施し、そこで抽出した課題を次期計画に反映させます。

また、空家等は長期化するにつれ、その解消に時間を要することから、全量調査の中間年度において、地域住民からの情報提供などを基に、市単独での追跡調査（中間調査）を行い、データのメンテナンスを行います。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
現在の計画					次期計画
	中間調査		全量調査	アンケート	反映

(2) 空家等情報のデータベース化

〔コミュニティ推進課〕

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うために必要な情報について、データベースを整備し、コミュニティ推進課において管理します。

また、データベースの情報は関係部局で共有します。

なお、データベースの情報は以下のとおりとします。

- ・ 空家等基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- ・ 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- ・ 所有者等特定情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等）
- ・ 所有者等の意向調査
- ・ 利活用の促進（情報提供等の履歴）
- ・ 適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）

(3) 所有者等が特定できない場合の対応

〔危機管理課〕

① 所有者等不明（相続放棄含む）の確認

- i) 相続放棄の場合は、法定相続各人に対し相続放棄の事実について調査します。
- ii) 法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、データベースに登録します。

② 所有者等所在不明の確認

所有者等確認のため送付した郵便等が返戻された場合は、送付先の市町村への住民票照会等による調査を実施します。当該調査によっても所有者等の所在が判明しない場合は、「過失なく所有者等を確認できない空家等」と判断し、データベースに登録します。

2. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則です。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組を実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止します。

(1) 適正管理に向けた所有者等の意識づくり

〔コミュニティ推進課、危機管理課〕

① 所有者等への啓発

広報紙及びホームページに空家等の適正管理に関する情報を掲載するなど、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努めます。

② 所有者等に対する空家等対策に関する情報提供の内容

広報紙やホームページ、市からの文書通知等を活用し、空家等の所有者等に対して情報提供を行います。

(2) 相談体制の整備等

〔コミュニティ推進課、危機管理課〕

空家等に関する問題は多岐にわたるため、コミュニティ推進課に相談窓口を設置します。まずは、全ての空家等に関する相談をワンストップで受け付け、関係課や関係機関と連携して対応します。

また、関係団体と連携した相談会を実施するなどにより、利活用や適正管理に関するマッチングを推進します。

さらに、本計画期間においては、市の相談窓口では不足する専門分野を補完する役割を持つ空家等管理活用支援法人の指定についても検討を進めます。

この検討にあたっては、市の相談窓口を補完する専門性の高い機能を有し、公平かつ全ての事業者に関われ、実績のある団体が指定対象となるよう、指定要件を調査研究します。

3. 空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等への意向調査の結果を踏まえて、関係団体と連携した利活用の提案や行政区等の地域との連携による活用などを推進します。

(1) 地域住民からの要望による活用

〔コミュニティ推進課、危機管理課〕

地域住民からの要望により、空家等が地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献につながる場合については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供します。

また、市において跡地を緊急避難場所などの地域防災にかかる利用をするなど、地域住民と協同した活用について検討します。

(2) 利活用可能な空家等及び跡地の情報提供等によるマッチングの強化

〔コミュニティ推進課〕

所有者等の申請により、空き家バンクや戸建て住宅ニーズバンクに登録し、その情報を広く提供します。

なお、人口が減少している地域の空地についてもその有効活用につなげるため、同様の取り組みを行います。

また、空き家バンクの発信強化や戸建て住宅ニーズバンクによる戸建て住宅と利活用希望者のマッチングを強化します。

(3) 補助金の活用促進

〔コミュニティ推進課、危機管理課、都市計画課〕

「糸島市空き家活用推進補助金」「糸島市木造戸建て住宅耐震改修補助金」「糸島市老朽空き家等解体撤去費補助金」の活用促進や国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等に関する問題の解消を推進します。

(4) 地域に応じた柔軟な対応の検討

〔コミュニティ推進課、危機管理課〕

他の建築物との敷地の合併、菜園等への転換、シェアハウスや農産物加工所、地域の駐車場など柔軟な対応を検討します。

なお、空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行います。

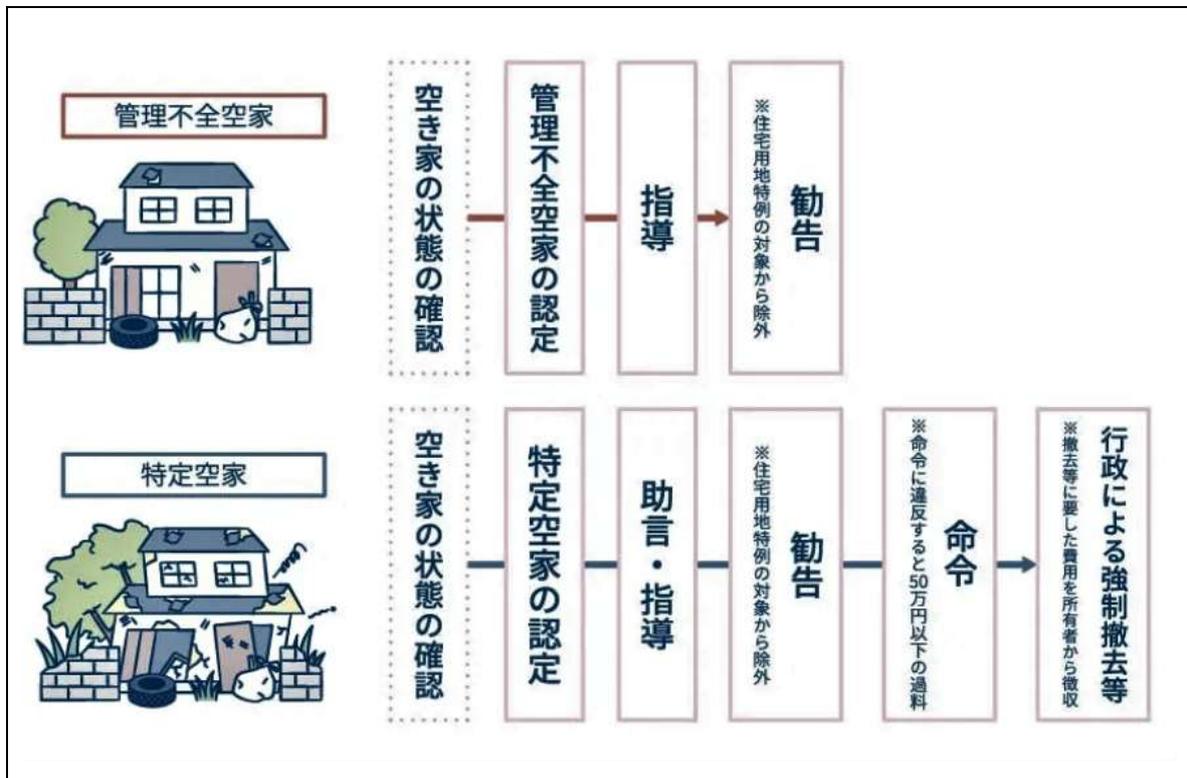
4. 空家等にならないための取組の促進

今後、戸建て住宅数の増加、及び少子高齢化に伴う人口減少が進展するにつれ、空家等の数はさらなる増加が予測されます。

空家等が発生してからでは、その解消に多大な時間と費用を要することから、所有者が健在なうちに空家等の発生を未然に防ぐための取り組みが不可欠です。

このため、令和5年度に作成した「わが家の未来ノート」の活用や出前講座の実施、関係団体との連携を通じて、空家等の発生予防に向けた啓発活動の強化を図る必要があります。

第5章 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等



<出典：政府広報オンライン(内閣府大臣官房政府広報室)>

1. 管理不全空家等に対する措置等

適切な管理等が行われていない管理不全空家等をそのまま放置すると、特定空家等に該当するおそれがあるため、市長は当該管理不全空家等が特定空家等にならないように必要な措置を講じます。

管理不全空家等の判断については、県協議会が作成した「管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準」に基づき判断します。

(1) 管理不全空家等の所有者等への指導（法第13条第1項）

〔危機管理課〕

管理不全空家等が特定空家等に該当することを防止するため、所有者等に対し必要な措置を講じるよう指導します。

指導後も改善が見られず、特定空家等となるおそれ大きいと認められる場合は、以下の点を所有者等に事前に示します。

- ・ 勧告を行う可能性があること。
- ・ 勧告を行った場合は、地方税法の規定に基づき、当該管理不全空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例の適用対象からは除外されること。

(2) 管理不全空家等の所有者等への勧告（法第13条第2項）

〔危機管理課〕

指導を行ったにもかかわらず、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、放置すれば特定空家等に該当するおそれ大きいと認められる場合、所有者等に対し、以下の具体的な措置を講じるよう勧告します。

- ・ 修繕
- ・ 立木竹の伐採
- ・ その他、特定空家等への移行を防止するために必要な措置

この勧告を行う際には、当該管理不全空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例の適用対象からは除外される旨を、税担当課との連携のもと、所有者等へ通知します。

2. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、地域住民の生命、健康、財産の保護を図るとともに、健全な生活環境の保全を図るため、市長は、当該特定空家等の状態に応じて、随時必要な措置を講じます。

特定空家等の判断については、県協議会が作成した「管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準」に基づき判断し、糸島市空家等対策協議会（以下「市協議会」という。）に意見を求めた上で、市長が決定します。

なお、特定空家等以外で悪影響を及ぼすおそれのある空家等又は法による指導が困難である空家等については、条例により、指導等の措置を実施します。

(1) 特定空家等に対する措置の方針及び内容の検討

〔危機管理課〕

① 措置の優先順位

特定空家等のうち、周辺建築物、道路又は不特定の者に対して直接的な悪影響を及ぼす、又は及ぼすおそれが高いものから優先して措置を実施します。

② 措置内容の検討

i) 立入調査

特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握します。

ii) 措置内容の検討

調査の結果に基づき、地域住民に与えている悪影響を解消し、かつ所有者等の負担ができる限り軽減され则认为される措置内容を検討します。

iii) 市協議会への意見照会

措置内容を決定するに当たっては、市協議会の意見を求めます。また、措置内容を変更する場合においても、必要に応じて意見を求めます。

(2) 特定空家等の所有者等への助言又は指導（法第 22 条第 1 項）

〔 危機管理課 〕

特定空家等の所有者等に対し、(1) で検討した措置の内容を講ずるよう助言又は指導を行います。

また、指導を行ったにもかかわらず改善が見られない場合は、以下の点を所有者等に事前に示します。

- ・ 勧告を行う可能性があること。
- ・ 勧告を行った場合は、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例の適用対象からは除外されること。

(3) 特定空家等の所有者等への勧告（法第 22 条第 2 項）

〔 危機管理課 〕

助言又は指導を行ったにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、相当の猶予期限を定めて、助言又は指導の内容を講じるよう勧告します。

この勧告を行う際には、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税の住宅用地特例の適用対象からは除外される旨を、税担当課との連携のもと、所有者等に通知します。

(4) 特定空家等の所有者等への命令（法第 22 条第 3 項）

〔 危機管理課 〕

勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由なく必要な措置が講じられない場合で、特に必要があると認められるときは、相当の猶予期限を定めて、勧告に係る措置を講じるよう命令します。

命令の実施に当たっては、法第 22 条第 4 項から第 8 項まで及び同条第 13 項から第 15 項までの規定に基づき行います。

(5) 命令に違反した場合の措置（過料）（法第 30 条）

〔 危機管理課 〕

法第 22 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、法第 30 条の規定に基づき、50 万円以下の過料に処されることがあります。

命令を行う際には、当該命令に従わない場合に過料の対象となる可能性があることについて、あらかじめ所有者等に説明し、適正な履行を促します。

(6) 行政代執行等（法第 22 条第 9 項から第 11 項）

〔 危機管理課 〕

命令に係る措置が履行されない、又は履行しても十分でないと思われる場合は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定に基づき、当該措置を所有者等に代わって行います。

また、所有者等を確認することができない場合には、法第 22 条第 10 項の規定に基づき実施します。

さらに、災害その他の非常事態において、特定空家等が著しく危険な状態にあり、周辺的生活環境の保全のため緊急に措置を講ずる必要があるにもかかわらず、所有者等に命令するいとまがないときは、同条第 11 項の規定に基づき、市長が自ら、又は業者に委託して必要な措置を行います。

(7) 税制上の措置

〔 危機管理課 〕

特定空家等に対する助言、指導又は勧告を行う際は、当該敷地に係る固定資産税の住宅用地特例の解除等、税制上の影響について具体的に周知し、自主的な除却及び適正な管理の促進を図ります。

(8) その他の対処

〔 危機管理課 〕

台風の接近等により、瓦等の飛散や倒壊のおそれがあり、周辺住民への影響が明らかかな場合には、所有者等に連絡の上、応急の措置を講じます。

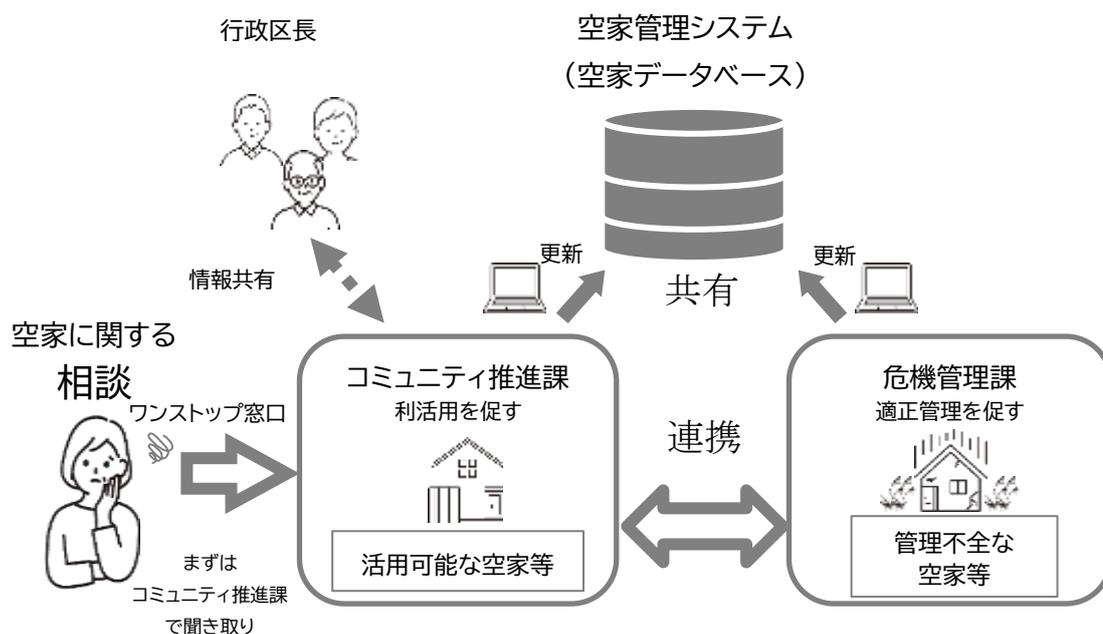
第6章 空家等対策の実施体制

1. 庁内組織等

(1) 庁内の組織体制及び主な役割

課名	役割
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現に使用されていない空家等の現地調査・立入調査 ◆ 所有者が不明な空家等への対応 ◆ 条例及び法に基づく措置（指導、勧告、命令、行政代執行等）の実施 ◆ 税制上の措置に関する情報提供・周知 ◆ 糸島市空家等対策協議会・関係機関との連絡調整 ◆ 空家等対策施策全般の企画・調整・推進
コミュニティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空家等相談窓口の設置・運営とワンストップ受付 ◆ 関係団体連携による相談会実施とマッチング推進 ◆ 活用可能な空家の所有者等への啓発活動・情報提供 ◆ 「空き家・空き地バンク」等の運営とマッチング強化 ◆ 空家等管理活用支援法人指定の検討・要件調査研究 ◆ 空家予防啓発の強化

※空地等の雑草除去や立木竹の剪定、伐採の適正管理に関することは環境政策課が担当する。



(2) 糸島市空家等対策協議会

① 趣旨

空家等対策を実施するにあたり、意見聴取及び協議を行うため有識者等及び関係部署による市協議会を設置します。

② 所掌事務

- i) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議
- ii) 空家等の適正な管理及び利活用に関する事項についての協議
- iii) 特定空家等の措置に関する協議
- iv) 市長がその他空家等対策の執行に関し必要とする事項

③ 構成

市協議会の構成については、市長のほか、地域住民代表及び有識者計 10 人以内で組織します。

2. 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと対策を実施します。

① 弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士

相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等

② 不動産業者

所有者の空家等利活用相談、空き家バンクの充実等

③ 建設業者

空家等の解体、改修の相談及び対応等

④ 建築士

空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等

⑤ 警察

危険回避のための対応等

⑥ 消防本部

火災予防及び災害発生時の応急措置等

⑦ 自治会

空家等情報の提供、跡地の利活用等

3. 住民等からの空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談窓口をコミュニティ推進課内に設置し、同課職員が対応します。また、空家等の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係部署、県協議会、市協議会及び福岡県空き家活用サポートセンター等関係団体と連携し、相談に対応します。

対応内容については、経過等について記録し、関係部署、機関で共有します。

第7章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項

1. 計画における目標値及び達成状況の評価

本計画の実効性を確保するため、以下のとおり目標値を設定します。

また、達成状況の評価については、計画期間が終了する年とします。しかし、目標値等の変更をする場合は随時実施します。

名称	目標値	備考
不良住宅等（空家等）の除却数（累計）	75 戸	毎年 15 戸の除却を想定
空家等及びその跡地の活用	50 戸	毎年 10 戸の利活用を想定 空き家・空き地バンク、ニーズバンク、 空き家活用推進補助金活用物件など

2. 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は、所有者等が適切に管理又は活用すべき問題ですが、地域全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、市協議会での検討状況や空家等の情報に関し、必要に応じ、広く公開します。

3. 他法令との連携

空家等の対策は、この法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともあります。このため、空家等の情報について、庁内の関係部署で共有し、密に連携を図ります。

4. 計画の変更

空家等対策計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更します。

変更する場合は、市協議会で協議を行い、決定します。

資料編

● 空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二條第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地
- 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

- 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する

事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二章 空家等の調査

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項

から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助）

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することが

できないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等

対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（令和五年政令第三三一号で令和五年一二月一三日から施行）

（経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二条第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二条第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

● 糸島市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市附属機関の設置に関する条例（平成22年糸島市条例第16号）第3条の規定に基づき、糸島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等の対策に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法務、不動産、建築等に関する学識経験を有する者
- (2) 地域住民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

● 糸島市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、良好な生活環境の確保及び市民生活の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する現に人が使用していない建物(人が使用している建物であつて、当該建物に何ら権限を有しない者が使用しているものを含む。)その他工作物をいう。
- (2) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (3) 管理不全な状態 建物その他工作物が、老朽化等により倒壊若しくは建設材等の飛散のおそれのある状態又は施錠等が不十分であるために不法侵入による火災若しくは犯罪が誘発されるおそれのある状態をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないように適正な管理を行わなければならない。

2 空き家等の所有者等は、糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成22年糸島市条例第108号)第18条第2項の規定に従い、空き家等の適正な管理に努めなければならない。

3 空き家等の所有者等は、糸島市火災予防条例(平成22年糸島市条例第179号)第24条第2項の規定に従い、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(市民からの情報提供)

第4条 市民は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(調査)

第5条 市長は、第3条に規定する適正な管理が行われていないと認めるとき、又は前条の規定による情報の提供があつたときは、必要に応じて、当該空き家等の状態、所有者等の情報その他必要な事項を当該職員に調査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、所有者等に対して当該空き家等の状態、管理の状況等について質問させ、又は当該空き家等に立ち入り、その状態等を調査させることができる。

3 前2項の規定による調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第6条 市長は、前条に規定する調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めるとき

は、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、必要な措置が講じられないときは、当該空き家等の所有者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう文書で勧告することができる。

(命令)

- 第7条 市長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないときは、当該空き家等の所有者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう文書で命じることができる。

(公表)

- 第8条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により公表したときは、当該公表に係る空き家等の所有者等に対して文書で通知しなければならない。

(警察への要請)

- 第9条 市長は、市民生活の安全を図るために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察に対して、第6条の規定による助言、指導及び勧告、第7条の規定による命令並びに第8条の規定による公表の内容を提供し、協力を要請することができる。

- 2 市長は、緊急を要する場合は、警察に対して必要な措置を要請することができる。

(委任)

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。

糸島市空家等対策計画

(計画期間：令和8年度～令和12年度)

糸島市

総務部

地域振興部

危機管理課

コミュニティ推進課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 TEL：092-323-1111